



# 長野県報

9月17日(木)  
令和 8 年  
(2026年)  
第744号

## 目 次

### 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（資源循環推進課） ..... 1

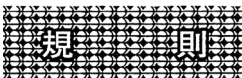
### 告 示

長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・IT振興課） ..... 3  
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課） ..... 3  
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） ..... 5

### 公 告

調理師法に基づく届出受理事務を取り扱う事務所の住所地変更（食品・生活衛生課） ..... 6  
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） ..... 6  
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課） ..... 7  
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課） ..... 7  
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） ..... 7  
長野県望月少年自然の家の指定管理者の候補者の募集（生涯学習課） ..... 8  
総合評価一般競争入札（3件）（水道・生活排水課） ..... 8  
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課） ..... 16

正 誤（資源循環推進課） ..... 18



## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 9 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県規則第47号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「及び第9条の3の3第3項」を「並びに第9条の3の3第4項及び第5項」に改め、同条第12項中「及び第7項」及び「これらの規定を」を削る。

第4条第2項中「及び法第9条の3の3第3項」を「並びに法第9条の3の3第4項及び第5項」に改め、同条第5項中「の規定を」を「及び第2項の規定」に改める。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中「及び第5項」を削り、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定の申請書）

第5条 法第9条の3の4第1項の規定による申請は、非常災害廃棄物最終処分場設置者指定申請書（様式第15号の5）によるものとする。

様式第7号中「及び第9条の3の3第3項」を「並びに第9条の3の3第4項及び第5項」に改める。

様式第9号の3中「第9条第6項  
第9条第7項」を「第9条第6項」に改め、同様式の備考の1中「(以下「法」という。)」を削り、「あつては法」

を「あつては同法」に、「(法)」を「(同法)」に改め、同備考の2を次のように改める。

2 この届出書は、欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に提出すること。

様式第9号の3の備考の3を削る。

様式第15号中「及び同法第9条の3の3第3項」を「並びに同法第9条の3の3第4項及び第5項」に改める。

様式第15号中の4中「第9条の3の3第1項」を「第9条の3の3第1項  
第9条の3の3第2項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第15号の5) (第5条関係)

|                                                                                  |                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常災害廃棄物最終処分場設置者指定申請書                                                             |                                                                                    |
| 長野県知事 殿                                                                          |                                                                                    |
| 年 月 日                                                                            |                                                                                    |
| 申請者<br>住所<br>氏名<br>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)                                          |                                                                                    |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の4第1項の規定により、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |                                                                                    |
| 最終処分場の設置の場所                                                                      |                                                                                    |
| 最終処分場の種類                                                                         |                                                                                    |
| 最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類                                                          |                                                                                    |
| 許可の年月日及び許可番号                                                                     | 年 月 日 第 号                                                                          |
| 最終処分場の埋立容量、残余の埋立容量及び非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量                                        | 埋立容量 m <sup>3</sup><br>残余容量 m <sup>3</sup><br>非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量 m <sup>3</sup> |
| 申請者の能力に関する事項                                                                     |                                                                                    |

様式第16号から様式第18号までの規定中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第18号の2中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に「第7条の2第4項  
第7条の2第5項」を「第7条の2第4項」に改め、同様式の備考の1中「(以下「法」という。)」を削り、「(法)」を「(同法)」に改め、同備考の2を次のように改める。

2 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。

様式第18号の2の備考の3を削る。

様式第18号の3から様式第18号の5までの規定中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

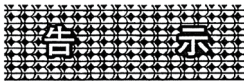
様式第19号から様式第21号までの規定中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(事務処理規則の一部改正)
- 2 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。  
別表第2の4の13のうち「第9条第6項」を「第10条第6項」に改める。

資源循環推進課



長野県告示第377号

次の区域を長野県産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第2条第1項第1号のオに規定する法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和8年9月17日

長野県知事 阿部守一

上伊那郡箕輪町大字三日町中島1077番、1077番2、1077番3、1078番1、1078番2、1078番3、1078番4、1144番1、1144番2、1145番1、1145番2、1146番1、1146番2、1146番3、1147番1、1147番2、1148番1、1148番2、1148番3、1148番4、1148番5、1148番6、1149番1、1149番2、1149番3、1149番5、1149番6、1149番7、1149番8、1149番9、1149番10、1150番1、1150番2、1150番3、1150番4、1150番5、1150番6、1151番1、1151番2、1151番3、1151番4、1151番5、1151番6、1152番2、1152番5、1153番1、1153番3、1154番、1154番2、1155番1、1155番2、1155番3、1155番7、1156番、1156番2、1158番1、1158番3、1159番1、1159番2、1159番5、1159番6、1159番7、1211番1、1211番2、1211番3、1211番4、1211番5、1211番6、1211番7

産業立地・IT振興課

長野県告示第378号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和8年9月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南佐久郡川上村大字大深山1297の2、1300、1301
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)